



2025年9月29日

各位

会社名 メドピア株式会社  
代表者名 代表取締役兼執行役員社長 CEO 後藤直樹  
(コード：6095、東証プライム市場)  
問合せ先 取締役兼執行役員 CFO 平林利夫  
(TEL. 03-4405-4905)

### 株式併合、単元株式数の定め、定款の一部変更及び資本金の額の減少に係る承認決議のお知らせ

当社は、2025年9月1日付で公表した「株式併合、単元株式数の定め、定款の一部変更及び資本金の額の減少に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(以下「2025年9月1日付当社プレスリリース」といいます。)にてお知らせしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め、定款の一部変更及び資本金の額の減少に関する議案について、本日開催の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2025年10月16日までの間、整理銘柄に指定された後、2025年10月17日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は、2025年9月1日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

##### (1) 併合する株式の種類

普通株式

##### (2) 併合比率

当社株式4,118,165株につき1株の割合で併合いたします。

##### (3) 減少する発行済株式総数

21,698,804株(注1)

(注1) 当社は、2025年9月1日開催の取締役会において、2025年10月20日付で自己株式311,521株(2025年8月23日時点で当社が所有する自己株式282,304株に、当社が2025年10月20日に自己株式として無償取得する予定の当社の役員、執行役員及び従業員、並びに当社完全子会社の取締役21名が所有する譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」といいます。)29,217株を加えた株式数)を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後

の発行済株式総数を前提として記載しております。

(4) 効力発生前における発行済株式総数

21,698,809 株 (注2)

(注2) 当社は、2025年9月1日開催の取締役会において、2025年10月20日付で自己株式311,521株(2025年8月23日時点で当社が所有する自己株式282,304株に、当社が2025年10月20日に自己株式として無償取得する予定の本譲渡制限付株式29,217株を加えた株式数)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

(5) 効力発生後における発行済株式総数

5株

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

20株

(7) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、石見陽氏、同氏とその子3名の計4名が発行済株式の全てを所有する資産管理会社であるBOZO株式会社(以下「BOZO」といいます。)及びNMT株式会社(以下「公開買付者」といいます。)以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数(その合計数に1株に満たない端数がある場合には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第235条第1項の規定により当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第235条第2項において準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する株式を公開買付者に売却することを予定しております。この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年10月20日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が2025年5月15日から2025年8月7日まで実施した当社株式及び本新株予約権(注3)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)における当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である700円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(注3) 下記(i)及び(ii)の新株予約権を総称して以下「本新株予約権」といいます。

(i) 2018年3月15日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(第12回新株予約権)(行使期間は2020年1月1日から2028年3月29日まで)

(ii) 2019年2月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(第16回新株予約権)(行使期間は2019年3月11日から2029年3月8日まで)

② 売却に係る株式を買い取る者となる見込まれる者の氏名又は名称

NMT株式会社(公開買付者)

- ③ 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る資金を、株式会社三菱UFJ銀行からの借入れにより賄うことを予定しているとのことです。当社は、当社株式の全部（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、石見陽氏及びBOZOが本公開買付けに応募しないことに合意している当社株式並びに当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の取得及び所有等を目的とし、当社株式を非公開化するための取引の実行手続において、公開買付者が提出した融資証明書を確認することによって、公開買付者における資金が確保されていることを確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は生じておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。以上により、当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

- ④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2025年10月下旬を目途に会社法第235条第2項において準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年11月下旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2025年12月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2025年10月20日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

## 2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、2025年9月1日付当社プレスリリースに記載のとおりです。また、当該変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年10月21日に効力が発生する予定です。

- (1) 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものです。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。
- (3) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は、公開買付者、石見陽氏及びBOZOのみとなるた

め、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第9条（基準日）及び第14条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

### 3. 第3号議案（資本金の額の減少の件）

当社は、資本金の額の減少について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。資本金の額の減少の詳細は、2025年9月1日付当社プレスリリースに記載のとおりです。なお、資本金の額の減少は2025年9月30日に効力が発生する予定です。

### 4. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2025年9月29日（月）
整理銘柄指定日	2025年9月29日（月）
当社株式の最終売買日	2025年10月16日（木）（予定）
当社株式の上場廃止日	2025年10月17日（金）（予定）
本株式併合の効力発生日	2025年10月21日（火）（予定）

以上